

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	輸出水産物の振興に関する法律	根拠条項	資料番号	2	担当課	漁政課
			4 - 2	不利益処分の種類	登録基準に定められた事項について必要な措置を取ることを命ずる	
<p>•輸出水産物の振興に関する法律 昭和二十九年六月二日号外法律第一百五十四号 〔総理・農林・通商産業大臣署名〕</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第三条の三 都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、登録をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 申請に係る事業場の前条第一項第四号の農林水産省令で定める製造施設が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。二 申請に係る事業場における前条第一項第五号の農林水産省令で定める技術者の資格及び数が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。三 他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基づいて利用することができないと認められるとき。 <p>(登録の取消)</p> <p>第四条 都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 この法律の規定に違反したとき。二 次項の規定による命令に違反したとき。三 不正の手段により登録を受けたとき。 <p>2 都道府県知事は、第三条第一項の登録に係る事業場が第三条の三第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>						